

「皆伐と更新に関する指針」改訂に係る検討委員会の概要

皆伐を行う際の配慮事項を整理した「皆伐と更新に関する指針（平成 24 年 9 月策定）」の改訂にあたり、林業関係団体、山林種苗団体、学識経験者等の有識者で構成する検討委員会を設置し、以下のとおり委員からのご意見をいただき、指針に記載する内容の検討を進めました。

第1回委員会（令和6年9月3日）：骨子案の検討

	主な意見	指針への反映
1	皆伐を行うチェックとして、「シカ等の獣害」は皆伐の関わる判断に関わる要素として配慮を示すべき。	シカ等の獣害が想定される地域における防護柵等の適切な管理について記載。
2	環境への配慮として、保残帯・保護樹帯については明記すべき。また、尾根谷に限らず、道上についても配慮されるべき。	イラストにより保護樹帯に関する留意点を記載。
3	獣害ネットの資材を何年で撤去すれば良いか示すべき。	目標とする林型や経済性などを考慮した適切な時期の撤去の必要性とともに、獣害防止チューブにおける成長に応じた適切な時期の撤去を記載。

第2回委員会（令和6年10月24日）：素案の検討

	主な意見	指針への反映
1	皆伐を行うチェックとして、適切なシカ等の獣害対策が難しい箇所では「皆伐を行わない」では、表現が強いのではないか。	「皆伐を行わない、又は計画を再検討する」と表現を修正。
2	シカ対策がなぜ必要なのか、理由を補足すべき。	植栽木がシカ等の食害を受けて成林が見込めない場合や、餌場となり生息数の増加にもつながる旨を記載。
3	広葉樹植栽について、地域間で遺伝的に異なるため、留意点を補足すべき。	ケヤキやクヌギなどにおける地域間の遺伝的分化に関する記述を追記。

第3回委員会（令和6年12月19日）：案の検討

	主な意見	指針への反映
1	広葉樹植栽について、種苗の地域間の移動により遺伝的多様性が減少するため、考え方の記載が必要。	健全な広葉樹林の育成には、できるだけ近隣の地域からの苗木の調達に努める旨の記述を追記。

これらの会議の開催とともに、県内 34 市町村、林業事業体（85 社）への意見照会を踏まえ、本指針を改訂しました。